

第3回「(仮称)八王子市町会・自治会等の活動活性化の  
推進に関する条例」策定検討会 議事録

日時：平成30年10月5日(金)18時30分～

場所：八王子市役所 8階 802会議室

## 1. 次第

### 1 議事

(1) 前回の検討内容の確認

(2) 条例の素案について

(3) 条例の名称について

### 2 その他

## 2. 出席者

- ・川村委員、小室委員、進邦委員、田島委員、西田委員、黄委員（五十音順）
- ・市民活動推進部長、協働推進働推進課長、協働推進働推進課職員 4 名

## 3. 配布資料

資料 1 第 2 回 条例策定検討会での意見・キーワード

資料 2 条例に盛り込む事項（案）

資料 3 条例（素案）

資料 4 条例名称の検討

【午後6時30分開会】

- 座長 ・ 第3回「(仮称)八王子市町会・自治会等の活動活性化の推進に関する条例」策定検討会を開始する。
- ・ 委員全員出席であり、本検討会は有効に成立している。
- ・ 今回の検討会で、条例の大枠を決定する。
- 事務局 (配布資料の確認)
- 座長 ・ 本日の検討会の傍聴希望はなし。

(1) 前回の検討内容の確認

- 事務局 ・ 前回の条例策定検討委員会でのご意見を資料1にまとめた。これをもとに素案の部分や条例(案)に盛り込んだ。これについてご意見等いただきたい。
- ・ 意見等なし

(2) 条例素案の原案について

- 事務局 ・ 資料2の1から5は前回の検討委員会の中でご議論いただいた内容となっている。6の各々の役割について、「市の責務」「町会・自治会の役割」「市民の役割」「大学等の役割」「事業者の役割」を規定する条例(案)をお示ししている。7は「財政上の措置」を規定している。条例に盛り込む事項(案)として1から7を規定している。これをもとに資料3の条例(素案)の原案とした。
- ・ 前文には、前回の委員会でご意見をいただいたものを盛り込んだ。
- 座長 ・ 前文(条例制定の背景や趣旨)について、ご意見等いただきたい。
- ・ 事務局からも何かあるか。
- 事務局 ・ 町会がこれまでも、これからも地域の様々な分野の地域課題に対して中心的な役割を積極的に担っていくということの意思表示を受けての検討会である。町会の思いを受けとめながら、町会・自治会が子どもたちにしっかりとつながってほしいという思いを込めて前文を作成した。
- ・ 特に次世代を担う子どもたちにつなげていきたいということが一番の思い。
- 座長 ・ 今後のスケジュールはどのようなようになっているのか。
- 事務局 ・ 本日の検討会の前に庁内の課長職の検討会を開催した。それを踏まえて部長職の検討会を開催し、その後、政策会議に諮る予定となっている。パブリックコメントも実施する予定である。
- 事務局 ・ 先ほど「思い」の話があったが、町会自治会連合会の決意というものは、事務局としても重要と捉えているので、前文の中で八王子市町会自治会連合会の名称を使わせていただいた。
- 事務局 ・ 条例の前文は、ここを読むとどのような条例かがわかるものなので、ご意見をいただきたい。

- 委員 ・ 前回の委員会でこれがいいなと思っていたものが無くなっている。八王子の歴史や背景があってもいい。共感しやすい導入部分に入れてもらえれば。自治会連合会と言われても市民には理解しづらい。その人たちが頑張れば良いということになってしまうので、みんなを巻き込んでということであれば歴史や背景を入れた方が共感しやすいのでは。
- 委員 ・ 自分のまちに対しての愛着を表現した方が良い。前文に書いてあることはそのとおりだと思う。内容はすごくいいと思う。
- 委員 ・ 他の市や区に比べて大学というキーワードが盛り込まれている前文がなかなか見られないので、学園都市や大学を入れた方が八王子らしさが出て良い気がする。
- 委員 ・ 災害と孤独死の部分を大切にしながら見守りのシステム、老若男女ストレスなく見守りができないだろうかということ日々考えている。
- 委員 ・ 町会自治会の大きな役割として、そこにあってほしいというのが災害時や孤独死を防ぐための見守り、その2つだと思う。
- 委員 ・ 昔は民生委員さんが弱者の方を見守っていたが、高齢化が進むことにより民生委員さんだけでは見守りが難しくなっている。そういったところを町会としてどう進めていくかを考えている。
- 委員 ・ 町会自治会連合会の要望書の中にも防災・福祉が含まれている。これを受けて重要な要素なんだろうと思うので、盛り込んでいただければと思う。
- 座長 ・ 今まで出たご意見を事務局でまとめていただいて、来週お送りいただきたい。次に「目的」について説明願う。
- 事務局 ・ 「目的」について。
- 座長 ・ 何かご意見はあるか。
- 委員 ・ 市民及び事業者の役割に大学を加えることは可能か。
- 事務局 ・ 後段で各役割について述べており、ここに大学を入れるとくどくなるので入れていない。「大学等」として入れておくかどうか。品川区は町会側の役割・責務として大学と連携していくという内容となっている。本市の特色として大学から町会・自治会に対して連携をしていくという形にしたい。大学側がどう考えるか、大学コンソーシアムで条例の話しをし、そのうえでアンケートを行うことの依頼をした。
- 座長 ・ 次に「定義」について説明願う。
- 事務局 ・ 「定義」について。
- 座長 ・ 何かご意見はあるか。
- 事務局 ・ 「②町会・自治会等」の中に管理組合を含んでいるが、管理組合については、管理組合法の中で設置が義務付けられているものなので、ここに入れるべきか。
- 委員 ・ 管理組合の中でもコミュニティ活動をしている管理組合になると思う。
- 事務局 ・ 逐条解説の中で入れておくか、条例の中でコミュニティ活動していることを謳う

- か。
- 委員 ・ 文中、市民、住民、地域住民が混在しているので統一できないか。
  - 事務局 ・ 市民は広く八王子に住んでいる人、住民はある程度地域を限定した中で住んでいる人、さらに限定して町会の区域内に住んでいる人、で定義している。
  - 委員 ・ 地域住民を定義しないのは何故か。
  - 事務局 ・ いずれも市民とは変わらない部分で、広く市民として包含している。
  - 事務局 ・ 基本理念について
  - 委員 ・ 基本理念で示している市民はどのような考え方で示しているのか。また、大学には学んでいる学生と教職員が含まれるものなのか。
  - 事務局 ・ 市民・事業者・大学が混乱するような表現になり、伝わりにくいのであれば、内容を変更するよう調整する。
  - 委員 ・ 地域住民の中に市民が入ってくると、通常の市民からするとぼやっとしてしまう。
  - 座長 ・ 地域住民だけでなく、市民も含んだ考え方だということは、何となく理解できる。
  - 事務局 ・ ①（町会・自治会等）と②（市民）は個を示しているが、③（大学等）は広く捉えているから疑問が出ていると解釈する。
  - 座長 ・ 逐条解説で説明するのか、定義の中で詳しく説明するのか考えた方が良さそうである。
  - 事務局 ・ 市の責務について
  - 座長 ・ 1番最後の市の財政上の措置については、市の責務に含んで良いと思う。  
・ 町会・自治会も、財政上の措置以外にも、協力が欲しい等案件はいろいろあると思うがいかがか。
  - 委員 ・ 町会・自治会サイドとしては、財政上の措置は特段外出しが悪いなどの意見は無かった。
  - 事務局 ・ 市の責務は、必ずやらなければならない部分で、外出しにしたことで、努力義務になるので、変化がつけられる。
  - 委員 ・ 金銭的な部分は、重要な部分であり、努力義務として、外出しにした方が良い。
  - 事務局 ・ これまでも財政上の措置はしてきたが、八王子市町会自治会連合会からは、明文化されていないとの意見もあった中で、入れている部分もある。
  - 委員 ・ 1行目の「市は、地域住民の自発的な町会・自治会等への加入、又は」の又は、このままで良いのか。
  - 事務局 ・ 前半部分も後半部分も促進していくとの考えから使っている。しかし、ご意見を基に読み返すと、現在活動されている方への支援の意味が読み取れないので、再度調整する。
  - 事務局 ・ 町会・自治会等の役割について。
  - 座長 ・ ここで事業者について書き過ぎてしまうと、事業者側が混乱するので、この程度が良い。

- 委員           ・ 1項と3項に事業者が出てくるが、1項の事業者は無くても良いのではないか。
- 事務局       ・ 地域住民に留めるべきで、3項に事業者との連携について触れているから不要であるのご意見として受けとめる。
- 委員           ・ 事業者との関係性で言えば、現在でも、マンションが建設されると、事業者はその場所の町会・自治会に挨拶に来るといふ協力関係にある。また、金銭的な面や、清掃活動などでも協力をいただいている町会・自治会もある。会員の扱いも日中働く方がいると、正会員で迎え入れる場合もあるし、賛助会員の場合もある。その部分は町会・自治会により考え方が分かれる。
- 委員           ・ 条例制定の背景や主旨の最後に、「次世代を担う子どもたちへつながるよう」の言葉があるが、この町会・自治会等の役割の中でも、「あらゆる世代の」の部分と違う言葉でもう少し明記した方が良いのではないのか。その理由は、子どものころの経験したことは、大人になるうえでの心の醸成につながるとともに、思い出として残る。
- 委員           ・ 「子どもから老人までのあらゆる世代の」などに変えたら良いのでは。
- 事務局       ・ 先ほど、条例制定の背景や主旨の最後についての発言もあったが、ここの部分は、この条例の印象につながる部分でもある。現在明記されている文章だと、次世代を担う子どもたちへつながるための条例にも読めてしまうので、再度考える。
- 事務局       ・ 市民の役割について。
- 座長           ・ 2項で明記されている「自ら居住する地域の」について、先ほどの議論で在勤在住の議論があったが、何か案はあるか。
- 委員           ・ 自ら居住するは、必要ないのでは。通勤者もいる。
- 事務局       ・ 自ら居住するが無くても、居住している近くであることが解れば、必要ないと思う。
- 委員           ・ 「地域住民」との表現もできると思うが、「市民」としななければならないか。
- 座長           ・ 住まわれている方だけでなく、学生や在勤者も含めていることだと思う。
- 委員           ・ 通っているだけの方で、町会自治会に入っている方がいるのか。
- 座長           ・ 在勤の場合は、事業者が入っているので、参加することはあると思う。
- 委員           ・ そこは、事業者のくくりになるのでは。ここで該当するのは、幅広く市民よりも地域住民の方がじっくりくる。
- 委員           ・ 地域の中には、地域の一員であることを認識していない方もいるので、そういった方も含めて市民として、地域住民であることを認識する事を役割として、地域の一員として取り組みたいとの表れでは。
- 座長           ・ この部分は、地域住民の一員であることを認識していただくことが大事である。
- 委員           ・ 地域住民でも間違いではないと思うが。
- 事務局       ・ 町会・自治会に関心が無い方にも向けた条例でもある。住民は地域の一員であることに目を向けて欲しい。どちらが、広くメッセージを送れるかも考えている。

- 委員 ・ 私は、地域住民と書かれた方が、私も一員だと気付く。市民と書いてあると、流  
してしまふ感覚である。
- 委員 ・ 地域の無関心層は、残念ながら多く存在するのも事実。
- 座長 ・ 事業者も地域の活動を手伝ってほしいという町会もあるので、その方たちも地域  
の一員である認識を持っていただく必要があるのでは。
- 委員 ・ 在勤者が地域の活動に参加するのは、事業者の役割になるのでは。ここでいう市  
民の役割は、在勤者に向けているものではないのでは。
- 委員 ・ 自らの居住する地域があると、在勤者は、地元に戻って地元の町会・自治会等に  
入りなさいと読める。
- 事務局 ・ 市民の定義を見直す。自らの居住する地域も必要ないと思われる。
- 委員 ・ 「市民の役割」の市民とは、町会に関係する可能性のある者に向けられていると思  
う。  
・ 定義の「市民」と市民の役割の「市民」は違うのでは。地域住民と言えないかと  
考えた。
- 委員 ・ 地域に交わって無いような市民を包括していると、「市民」でいいと思う。
- 事務局 ・ 市民の定義について、もう一度整理する。
- 委員 ・ 地域住民と特定すると市外から来ている学生は、活動しにくいと感じるかもしれ  
ない。
- 座長 ・ 次の大学や事業者の役割に入れることもできる。
- 委員 ・ 大学等に大学に通っている学生、事業者に含まれている在勤の方とわかるように  
するともっと良いかと思う。
- 座長 ・ 法務などにも確認し、整理していただきたい。
- 事務局 ・ 大学等の役割・事業者の役割について。
- 座長 ・ 法人としての大学と教職員と学生を同列に扱えるか、別に扱うのか。事業者も同  
様。学生や従業員を外に出して書くのか。
- 委員 ・ 事務局は、「大学等」に学生を含めているか。「事業者」に従業員を含めているか
- 事務局 ・ 基本的には、大学、事業者そのものが認識をし、教員や学生、従業員に積極的に  
啓発して欲しいと考えているので、含まれている。
- 座長 ・ 事業者は、一般的な事業者と次の住宅関連事業者は分けた方が、解りやすい。
- 事務局 ・ 別にする。
- 事務局 ・ 財政上の措置について
- 座長 ・ 何か意見等あるか。
- 委員 ・ 特になし。
- 委員 ・ 「事業者」に大学も含めて「事業者等」にしてはどうか。
- 事務局 ・ 学園都市であることを含めて特別に書きたい。大学にアンケートも実施してその  
結果も見るが、このように大学を前面に出すことについて、座長のご意見は。

- 座長 ・個人的には、八王子らしさの象徴ということで、出してもいいと思う。学園都市の八王子にあることは、大学も認識している。
- 委員 ・条例には書けないが、学生の町会会費は、無料として活動しやすくして欲しい。
- 委員 ・町会への参加は、自分ができる範囲ですることが文化だと考えている。若い人は、エネルギーとアイデアを出してもらおう。お金の問題ではないと思う。
- 事務局 ・町会・自治会等の役割で、積極的に参加や協力しやすいという部分が、学生さんの参加をしやすいような環境づくりにつながる。地域によっては既に会費を安くしている地域もあると聞く。
- 座長 ・全体を通して、いかがか。
- 委員 ・市民と地域住民の書き方、使い方の整理をお願いする。

### (3) 条例の名称について

- 事務局 ・条例の名称について
- 座長 ・この場で決めるわけではないが、意見としていかがか。
- 委員 ・「地域コミュニティ」を入れた条例の名称が良いか考えた。理由は、条例の目的にある市民相互がつながり合いの部分を見て、「地域コミュニティ」を入れるべきと考えた。
- 委員 ・仮称のままで良いのでは。
- 委員 ・何の条例なのか、わかりやすくするため、「町会・自治会」は入れる必要があるのでは。
- 事務局 ・ご意見として承る。
  
- 座長 以上で、本検討会を終了する。
- 事務局 謝辞

【午後8時45分閉会】